

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 令和八年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧……………一
- ……………(主税局資産税部固定資産評価課)……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………二
- 令和八年度管理容器資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………二
- ……………(保健医療局健康安全全部健康安全課)……………二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………二
- ……………(建設局道路管理部監察指導課)……………二
- 告示 (公)
- 警備員等の検定の実施 (二件)……………四
- 警備員等の検定合格者審査の実施 (九件)……………五
- 令和八年度製菓衛生師試験の実施……………四
- ……………(保健医療局健康安全全部健康安全課)……………四

告示

●東京都告示第二百三十六号
 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第四百十

六条第一項の規定により、令和八年度分の固定資産税に係る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管する都税事務所において納税者の縦覧に供する。

令和八年三月六日

東京都知事 小池 百合子

一 縦覧に供する帳簿の名称

(一) 土地価格等縦覧帳簿

(二) 家屋価格等縦覧帳簿

二 縦覧期間

令和八年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、

日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所	千代田区内神田二丁目一番十二号	同	板橋都税事務所	板橋区大山東町四十四番八号
中央都税事務所	中央区新富二丁目六番一号	同	練馬都税事務所	練馬区豊玉北六丁目十三番十号
港都税事務所	港区麻布台三丁目五番六号	同	足立都税事務所	足立区西新井栄町二丁目八番十五号
新宿都税事務所	新宿区西新宿七丁目五番八号	同	葛飾都税事務所	葛飾区立石五丁目十三番一号
文京都税事務所	文京区春日一丁目十六番二十一号	同	江戸川都税事務所	江戸川区中央四丁目二十四番十九号
台東都税事務所	台東区雷門一丁目六番一号	同	大田都税事務所	大田区新蒲田一丁目十八番二十二号
墨田都税事務所	墨田区業平一丁目七番四号	同	世田谷都税事務所	世田谷区若林四丁目二十二番十三号
江東都税事務所	江東区大島三丁目一番三号	同	渋谷都税事務所	渋谷区千駄ヶ谷四丁目三番十五号
品川都税事務所	品川区広町二丁目一番三十六号	同	中野都税事務所	中野区中野四丁目六番十五号
目黒都税事務所	目黒区上目黒二丁目十九番	同	杉並都税事務所	杉並区成田東五丁目三十九番十一号
		同	豊島都税事務所	豊島区西池袋一丁目十七番一号
		同	北都税事務所	北区上十条二丁目二十七番一号ジェイトモール三階
		同	荒川都税事務所	荒川区西日暮里二丁目二十五番一六〇一号

東京都告示第二百三十七号

●東京都告示第二百三十七号
 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき令和六年東京都告示第五百六十四号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業大田第二・二種類及び名称 五十六号かにくほ公園

三 事業施行期間 令和六年四月十二日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

●東京都告示第二百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年三月六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東村山市青葉町三丁目六番十四、三 令和八年二月二十九番二十九及び青葉町四丁目一番 日 一の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(東村山市

本町一丁目二十三番地九)

●東京都告示第二百三十九号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和八年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一八階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

令和八年八月十七日から同月十九日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

(二) 管理美容師

ア 令和八年七月十三日から同月十五日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

イ 令和八年八月十七日から同月十九日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

ウ 令和八年八月三十一日から同年九月二日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

三 受講料

二万円

●東京都告示第二百四十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

都道新宿青梅線

二 指定する区間

武蔵村山市本町四丁目一番三地从先から同市本町二丁目三番五地先まで

三 指定の概要

別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

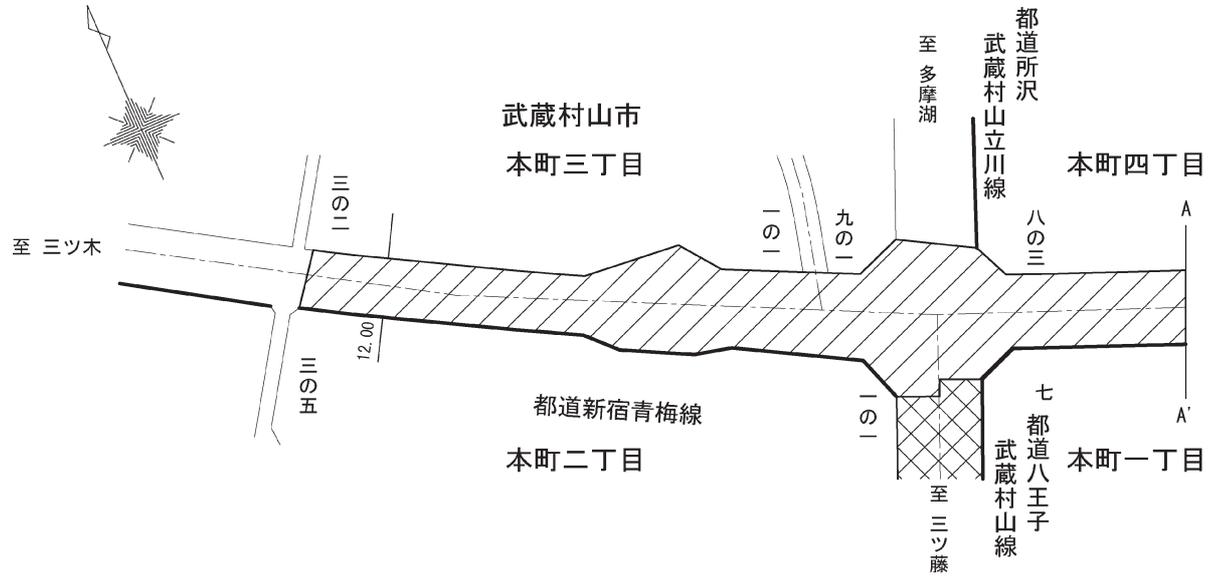
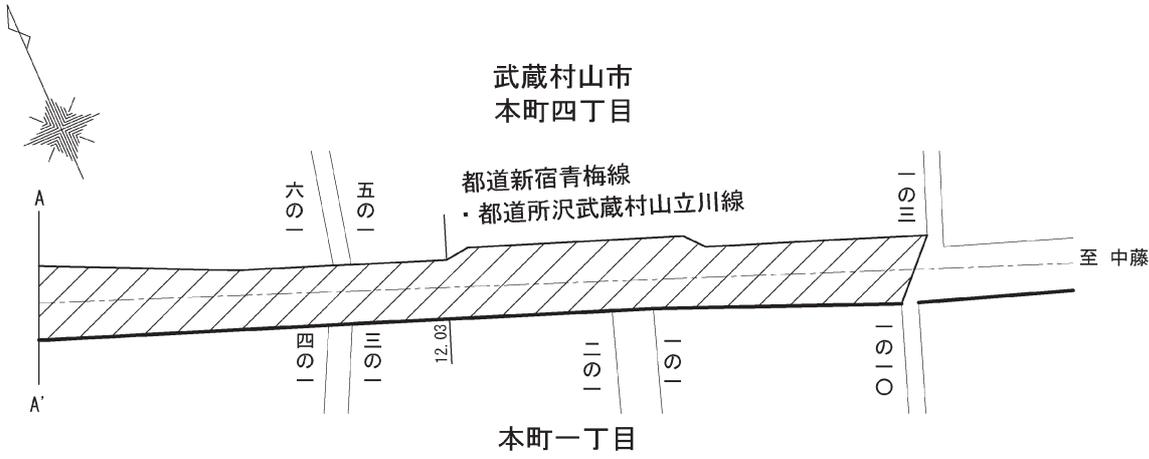
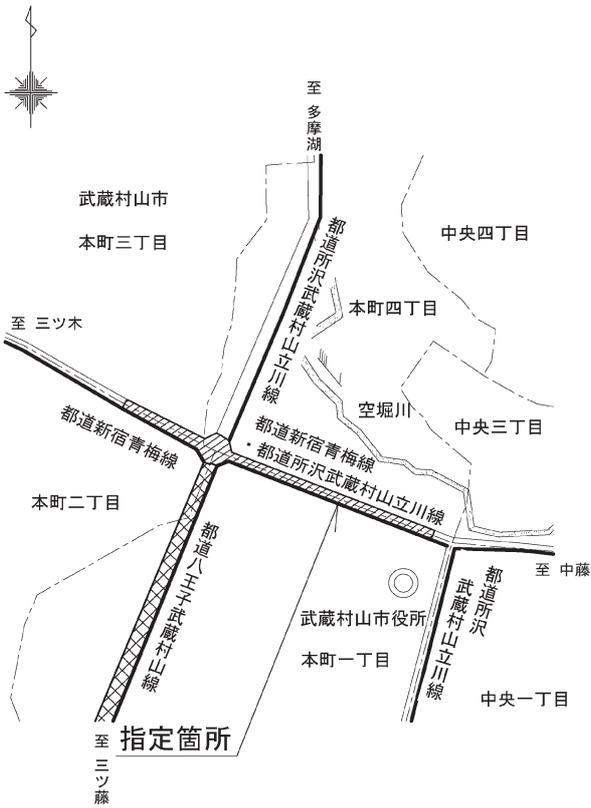
都道新宿青梅線

都道所沢武蔵村山立川線

武蔵村山市本町四丁目～本町二丁目



延長 三五九・七六メートル
 (電線共同溝予定名称 新宿青梅・十一号)
 既指定区間



招 来 (公)

●東京都公安委員会告示第75号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月6日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和8年6月6日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和8年7月11日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（雑踏警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和8年4月6日（月曜日）及び同月7日（火曜日）の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

6 申請手続

(1) 申請方法

警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請

(2) 受付期間

警察署に持参

令和8年4月15日（水曜日）から同月17日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

イ 警視庁行政手続オンラインによる申請

令和8年4月15日（水曜日）午前8時30分から同月17日（金曜日）午後11時59分まで

(3) 申請先

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

エ 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横

の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面

各1通

(ア) 前(3)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を

疎明する書面

(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する

営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(3)のア及びイに該当する者は、いずれ

かの疎明する書面を要しない。

(5) 検定手数料 13,000円

エ 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第76号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月6日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

<p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和8年6月6日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和8年7月11日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務(交通誘導警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和8年4月8日(水曜日)及び同月9日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>6 申請手続</p>	<p>(1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請</p> <p>(2) 受付期間 警察署に持参 令和8年4月15日(水曜日)から同月17日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年4月15日(水曜日)午前8時30分から同月17日(金曜日)午後11時59分まで</p> <p>(3) 申請先 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(4) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前(3)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を疎明する書面</p>	<p>(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(5) 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>―――</p> <p>●東京都公安委員会告示第7号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 令和8年3月6日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和8年6月6日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別</p>
--	--	--

<p>規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者</p> <p>規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和8年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請</p> <p>(2) 受付期間 ア 警察署に持参 令和8年4月20日（月曜日）から同月22日（水曜</p>	<p>日）までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年4月20日（月曜日）午前8時30分から同月22日（水曜日）午後11時59分まで</p> <p>(3) 申請先 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(4) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(3)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を疎明する書面</p> <p>(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(3)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(3)のウに該当する者は疎明する書面を要しな</p>	<p>い。</p> <p>(5) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第78号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和8年3月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和8年6月6日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者</p>
---	---	--

<p>規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和8年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続 (1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請 (2) 受付期間 ア 警察署に持参 令和8年4月20日（月曜日）から同月22日（水曜日）までの3日間 イ 午前8時30分から午後4時30分まで</p>	<p>イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年4月20日（月曜日）午前8時30分から同月22日（水曜日）午後11時59分まで</p> <p>(3) 申請先 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(4) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面 （ア）前(3)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を疎明する書面 （イ）前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(3)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(3)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(5) 審査手数料 4,700円</p>	<p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第79号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 令和8年3月6日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和8年6月6日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以</p>
--	--	--

<p>下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和8年4月13日(月曜日)及び同月14日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請</p> <p>(2) 受付期間 ア 警察署に持参 令和8年4月20日(月曜日)から同月22日(水曜日)までの3日間 イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年4月20日(月曜日)午前8時30分から同月22日(水曜日)午後11時59分まで</p>	<p>(3) 申請先 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(4) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(3)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を疎明する書面</p> <p>(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(3)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(3)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(5) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>	<p>●東京都公安委員会告示第80号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和8年3月6日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和8年6月6日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格し</p>
---	---	---

<p>た者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和8年4月13日(月曜日)及び同月14日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請</p> <p>(2) 受付期間 ア 警察署に持参 令和8年4月20日(月曜日)から同月22日(水曜日)までの3日間 イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年4月20日(月曜日)午前8時30分から同月22日(水曜日)午後11時59分まで</p> <p>(3) 申請先 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次</p>	<p>のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(4) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(3)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を疎明する書面</p> <p>(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(3)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(3)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(5) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第81号</p>	<p>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和8年3月6日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和8年6月6日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p>
---	--	--

<p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間</p> <p>令和8年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 申請方法</p> <p>警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請</p> <p>(2) 受付期間</p> <p>ア 警察署に持参</p> <p>令和8年4月20日（月曜日）から同月22日（水曜日）までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>イ 警視庁行政手続オンラインによる申請</p> <p>令和8年4月20日（月曜日）午前8時30分から同月22日（水曜日）午後11時59分まで</p> <p>(3) 申請先</p> <p>規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を</p>	<p>管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(4) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(3)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を疎明する書面</p> <p>(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(3)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(3)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(5) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>――</p> <p>●東京都公安委員会告示第82号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号） 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則</p>	<p>第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和8年3月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間</p> <p>令和8年6月6日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所</p> <p>品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別</p> <p>規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者</p> <p>規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員</p> <p>30名</p> <p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p>
--	--	---

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申請申出の受付期間
令和8年4月13日(月曜日)及び同月14日(火曜日)の2日間
午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03(3581)8201

7 申請手続

(1) 申請方法
警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請

(2) 受付期間

ア 警察署に持参
令和8年4月20日(月曜日)から同月22日(水曜日)までの3日間
午前8時30分から午後4時30分まで

イ 警視庁行政手続オンラインによる申請

令和8年4月20日(月曜日)午前8時30分から同月22日(水曜日)午後11時59分まで

(3) 申請先

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。
ア 東京都内の住所地を管轄する警察署
イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署
ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい

う。)の交付を受けた東京都内の警察署

(4) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉
ウ 旧合格証の写し

エ 前(3)の申請先に該当することを陳明する次の書面

(ア) 前(3)のアに該当する者は、住所地を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を陳明する書面

(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書
ただし、前(3)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(3)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。

(5) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03(3581)4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第83号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判

定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。
令和8年3月6日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の実施期日及び時間

令和8年6月6日(土曜日)
午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。
なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

<p>(1) 申請申出の受付期間 令和8年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請</p> <p>(2) 受付期間 ア 警察署に持参 令和8年4月20日（月曜日）から同月22日（水曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年4月20日（月曜日）午前8時30分から同月22日（水曜日）午後11時59分まで</p> <p>(3) 申請先 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(4) 申請書類</p>		<p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(3)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を疎明する書面</p> <p>(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(3)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(3)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(5) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第84号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号） 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。） 附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p>		<p>令和8年3月6日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和8年6月6日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和8年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間</p>
---	--	--	--	---

<p>午前 8 時30分から午後 4 時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請</p> <p>(2) 受付期間 ア 警察署に持参 令和 8 年 4 月20 日 (月曜日) から同月22 日 (水曜日) までの 3 日間</p> <p>イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和 8 年 4 月20 日 (月曜日) 午前 8 時30分から同月22 日 (水曜日) 午後11時59分まで</p> <p>(3) 申請先 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第 8 条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(4) 申請書類 ア 審査申請書 1 通 イ 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横</p>	<p>の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1 葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(3)の申請先に該当することを陳明する次の書面</p> <p>(ア) 前(3)のアに該当する者は、住所地を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を陳明する書面</p> <p>(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書ただし、前(3)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(3)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。</p> <p>(5) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第85号 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第 5 条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第 6 条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第 7 条第 1 項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第 9 条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和 8 年 3 月 6 日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明</p>	<p>記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和 8 年 6 月 6 日 (土曜日) 午前 8 時30分から午後 0 時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番 5 号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第 6 条第10号の貴重品運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの又は 2 級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和 8 年 4 月13 日 (月曜日) 及び同月14 日 (火曜日) の 2 日間</p> <p>午前 8 時30分から午後 4 時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p>
---	--	--

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 申請方法
警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請

(2) 受付期間

ア 警察署に持参
令和8年4月20日（月曜日）から同月22日（水曜日）までの3日間
午前8時30分から午後4時30分まで

イ 警視庁行政手続オンラインによる申請

令和8年4月20日（月曜日）午前8時30分から同月22日（水曜日）午後11時59分まで

(3) 申請先

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署

(4) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面

(ア) 前(3)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地を疎明する書面

(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(3)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(3)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

(5) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

公 告

令和八年度製菓衛生師試験の実施について

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、令和八年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和八年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 受験資格

次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(二) 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業（菓子を製造する営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいう。以下同じ。）に従事したもの

(三) 法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

(四) 沖縄の復帰の際（昭和四十七年五月十五日）現に沖縄において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖縄の復帰の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

なお、旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和八年六月二十日(土曜日) 午前十一時から午後一時まで(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十一時から午後零時三十分まで)

(二) 場所

東京大学駒場キャンパス(目黒区駒場三丁目八番一

号)

四 提出書類

(一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳

(二) 卒業証明書(中学校、中学校、高校、高専、短大、大学又は専修学校(高等課程又は専門課程に限る。)) 卒業以上のもの。(一)に該当する者は、製菓衛生師養成施設の卒業(修了)証明書

(三) 受験票

(四) 写真台帳

(五) 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの)

(六) 受験票送付用封筒(百十円切手を貼ったもの)

(七) 領収証書(受験手数料納付後のもの)

(八) 製菓業務従事証明書(一)に該当する者を除く。)

(九) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定合格証書及びその写し(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。)

なお、現在の氏名が(二)、(八)又は(九)の書類に記載されて

いる氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍抄(謄)本等を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

(一) 一般郵送受付

令和八年四月一日(水曜日) から同月三十日(木曜日)まで(当日消印有効)

(二) 団体窓口受付(五名以上)

令和八年四月三日(金曜日) から同月九日(木曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
東京都保健医療局健康安全全部健康安全課(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎三十一階)

七 合格発表

令和八年八月三日(月曜日) 午前十時から午後五時まで、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十一階)に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都保健医療局ホームページ(<https://www.hokeniryometrotokyo.lg.jp>)上に合格者の受験番号を掲載する。

八 その他

(一) 受験願書用紙は、平日については、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場並びに新島村役場式根島支所において、令和八年四月一日(水曜日) から同月三

十日(木曜日)まで配布する。

土曜日、日曜日及び祝日については、東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において、令和八年四月一日(水曜日) から同月三十日(木曜日)まで配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)四三五八)に問い合わせること。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

